

平成29年度 第5回伊勢原市介護保険運営協議会 会議録

〔事務局〕 保健福祉部 介護高齢課

〔開催日時〕 平成30年2月1日（木曜日）午後3時～4時30分

〔開催場所〕 市役所3階 全員協議会室

〔出席者〕

〔委員〕 西村委員長、野地副委員長、井上委員、石黒委員、山下委員、永野委員
上田委員、宮崎（清）委員、宮崎（八）委員、山田委員、種村委員

〔事務局〕 小林部長、山内課長、志村主幹兼係長、石井係長、飯島係長、栗田副主幹
水谷副主幹、村瀬主任主事

〔公開可否〕 公開

〔傍聴人〕 0人

《審議の経過》

1 開会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 議題

（1）伊勢原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について（事務局より説明）
（委員長）

御意見等あればお願いしたい。

（委員）

ミニデイ（サロン）事業の名称については、ミニサロンという名称の方が市内で浸透しているかと思われるので、今回はこれでいいかと思うが将来的には名称の変更を検討されてはいかがか。

（事務局）

御意見として承らせていただく。

（委員）

103頁から104頁に掲載されている、基準緩和型サービス（訪問型）、住民主体型サービス（訪問型）、住民主体型サービス（通所型）について、サービス見込み量が「0」という表記になっているが、内容からすると適時という表現の方がふさわしいのではないか。

（事務局）

自立支援、重度化防止の取組みに関する交付金の評価指標として、当該サービスの見込み量については、定量的な指標を定めることとされている。現在、この評価指標についてはそれ以上の内容が国から示されていないため、見込みがないものについても「0」と表記させていただいている。今後、交付金の要綱等で評価指標の詳細が示されれば、今期計画の反映には間に合わないが、次期計画以降に反映させていきたいと考えている。

（委員）

73頁の高齢者食育向け事業について、高部屋公民館と中央公民館以外は調理室の設備が十分ではないと感じる。事業推進にあたっては現場の状況をよく把握して欲しい。

(事務局)

市では公共施設等総合管理計画の中で、施設機能の統合など今後の公共施設等のあり方について方向性を定めている。委員から御指摘のありました公民館の調理室の改修については、市の財政状況では全ての調理室を改修することは難しいかもしれないが、利用状況等を把握しつつ、当計画に基づき方向性を見極めて参りたいと考えている。

(委員長)

「食育」という言葉は食を通じて育むという意味であれば、高齢者向けというより子どもを対象とした用語であるという印象を受ける。

(事務局)

御指摘のとおり対象は子どもが中心になるかと思うが、生涯を通じて子どもから高齢者までを対象に食育を進めたいという考えのもとこの名称とさせていただいている。

(委員)

108頁の介護予防ケアマネジメントと、109頁のケアマネジメントが似たような用語だが統一できないのか。

(委員)

2つの用語は対象者が異なる。ケアマネジメントは介護が必要な方に対するマネジメントで、介護予防ケアマネジメントは介護予防が主となるマネジメントとなっている。

(委員長)

市で内容を検討していただき、用語の整理については事務局に一任したいと考える。

(委員)

63頁の成年後見・権利擁護推進事業について、現時点の登録者数と登録されている方がどのような方なのか教えていただきたい。また、登録者数が平成32年度に7人に増加しているのは何か理由があるのか。

(事務局)

現時点の登録者数は2人であり、団体から選出いただいたわけではなく一般の方が登録されている。登録するにあたっては、市民後見人養成研修を受講した方が登録することとなっているが、当研修は平成26年から平成27年を第1期として開催しており、その際に研修を受講された2人が登録されている。平成31年度以降に第2期の養成研修の開催を検討していることから平成32年度の目標値を7人としている。

(委員長)

他に御意見等あればお願いしたい。ないようなので次の議事に進ませていただく。

(2) 第7期計画介護保険料(案)について(事務局より説明)

(委員長)

第7期の保険料段階において、第8段階と第9段階の基準所得額の差が少ないため、国の基準所得額の変更に伴う影響を緩和するためという理由の説明がないと歪な印象を受ける。

(委員)

保険料段階が1段階増えるが第7期計画で12段階になる方は第6期計画の最も高い料率より高い料率となるのか。

(事務局)

料率に関する内容については、第7期計画の保険料設定を行うにあたって、特定の所得階層の方のみ保険料の負担が増加しないよう段階および料率の設定をさせていただきたいと考えている。その結果、第8段階と第9段階の基準所得額の差が少なくなってしまった。

(委員)

介護給付準備基金は、毎年余剰金が生じるのか。

(事務局)

介護保険給付費の実績が計画値まで伸びなかった場合、介護保険料の余剰金については介護給付準備基金に積み立てることとなっている。積み立てた基金については、介護給付費が不足した場合や次期計画期間の保険料額の増加を抑制するために活用される。第6期計画期間では介護給付費の不足は生じなかったため、毎年余剰金が生じた。

(委員)

高額所得者の保険料が高過ぎると高齢者の就労意欲を削いでしまう懸念があるのではないか。保険料段階が最も高い11段階の被保険者はおおよそ何人くらいいるのか。

(事務局)

平成29年度当初の時点では、保険料段階が11段階の被保険者は437人いる。

(委員)

第1号被保険者は市全体で何人いるのか。

(事務局)

約2万5,000人おり、11段階の被保険者数は全体の約1.7%である。

(委員)

最も人数が多い所得段階は何段階か。

(事務局)

4段階で4,015人いる。割合でいうと全体の約16%である。

(委員)

保険料の算定の際に基準となる所得は個人の所得のみを対象としているのか。

(事務局)

第6段階以上は、世帯は関係なく個人の所得で区分される。

(委員長)

他に御意見等あればお願いしたい。ないようなので本日の審議をもって計画書案として確定させていただき、議題を終了させていただきたい。

5 閉 会

以上